

向精神薬の輸入に関する事前確認

輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について（抜粋）

制定：輸入注意事項 56 第 1 号 最終改正：輸入注意事項 22 第 40 号（H22.6.1 施行）

確認申請書の記載要領等

- (1) ※のある欄は記入しないこと。
- (2) 「**申請者名**」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (3) 「**金額**」欄には、決済通貨建てで表示を行う。
- (4) 「**関税率表の番号等**」欄には、確認を受けて輸入しようとする貨物の品目に該当する関税率表（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）の別表の関税率表）の番号欄に掲げる 4 桁の号数及び当該品目がさらに枝番によって細分類されている場合には、その細分を記載すること。
- (5) 「**商品名**」欄には、輸入しようとする貨物の名称を具体的に記載すること。
- (6) 申請数量に端数が生じた場合には、切り上げて記載すること。
- (7) 「**原産地**」の欄には、当該貨物の原産地の国名又は地域名（例えば「香港」「台湾」）を記載し、「**船積地域及び船積港**」の欄には、原産地の国名又は地域名に準じて船積地域名及び船積港名を記載すること。
- (8) 確認申請書の各欄に記載しきれない場合には、別紙に記載して確認申請書に添付すること。
- (9) その他の記載事項については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定めるところによる。
- (10) 確認申請書の記載内容を証明する書類等の提出を求めることがある。
- (11) 確認申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。